

平成 30 年 10 月 11 日

各 位

更生会社 日本海洋掘削株式会社
更生会社 ジャパン・ドリリング(ネザーランド)・ピー・ブイ
管財人 安 井 泰 朗
管財人 片 山 英 二

調査報告書提出のお知らせ

更生会社各社の更生手続きにつきましては、関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしております。

このたび、会社更生法 84 条 1 項に基づく調査報告書を作成し、東京地方裁判所に報告いたしましたので、その要旨を別紙のとおりお知らせいたします。

今後とも、更生手続きについてのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査報告書要旨

1. 更生会社の概要

(1) 更生会社日本海洋掘削株式会社

商号 日本海洋掘削株式会社（以下「**JDC**」という。）
目的 石油、天然ガスの探鉱、開発に関する掘削及び建設工事等の請負等
設立 昭和43年4月
資本金 75億7200万円
株式 発行済株式総数 1800万株
株主数 1万0612名（平成30年3月31日現在）
従業員数 322名（子会社への出向者を含む。臨時雇用者を除く。）
子会社等 Japan Drilling(Netherlands) B.V.（100%）、Hakuryu 5, Inc.（100%）、Sagadril, Inc.（100%）、Sagadril 2, Inc.（100%）、日本マントル・クエスト(株)（60%）ほか（カッコ内は議決権の所有割合）

(2) 更生会社ジャパン・ドリリング（ネザーランド）・ビー・ブイ

商号 Japan Drilling(Netherlands) B.V.（ジャパン・ドリリング（ネザーランド）・ビー・ブイ。以下「**JDN**」という。）
目的 石油及び天然ガス並びに関連する化石資源の探鉱並びに開発を目的とした、海洋坑井掘削及び関連業務の事業活動等
設立 平成22年3月
資本金 1万8000ユーロ
株式 発行済株式総数 18株
株主数 1名（JDCのみ）
従業員数 37名（JDCからの出向者のみ。臨時雇用者を除く。）（平成30年7月31日現在）

2. 更生手続開始の申立てに至った経緯

(1) 株式の上場及び設備投資

JDCは、経営基盤の強化と企業価値の持続的な向上を図るために、リグフリートの増強（既存の海洋掘削リグの設備維持・整備及び新しい海洋掘削リグの調達等）を長年の経営課

題の一つとしていた。

平成 21 年 12 月、JDC は東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、それに伴い公募増資及び第三者割当増資を行った。これにより、JDC は、既存の海洋掘削リグ設備維持・整備投資及び設備能力増強投資のための資金の一部を調達した。また JDN は、EU 内での掘削工事を円滑に実施し、その後は EU 外での掘削工事を受注していくことを想定して平成 22 年 3 月に JDC の完全子会社として設立された。

その後、JDC は、平成 23 年 3 月には、海洋掘削リグ HAKURYU-11 (以下「H11」という。)の建造についてシンガポールの造船所と合意し、平成 25 年 5 月には、海洋掘削リグ HAKURYU-12 (以下「H12」という。)の建造及びリースに関するプロジェクトについて東銀リース株式会社 (以下「BOTL」という。)と合意した (H11 は完成後に JDC から JDN に譲渡され、H12 は JDN をレッシーとしてリース契約が組まれた。)。このように、JDC は、上場後、積極的に設備投資を進めた。

さらに、JDC は、平成 26 年 9 月に、BOTL との間で、海洋掘削リグ HAKURYU-14 (以下「H14」という。)及び HAKURYU-15 (以下「H15」という。)について、BOTL が造船所に建造発注し、JDC 又はその関係会社がリースにより運用することを内容とするプロジェクト取組合意書を締結した。H14 はリース物件予定金額を 2 億 6700 万米ドル、H15 はリース物件予定金額を 2 億 7600 万米ドルとする大型契約であった。

(2) 世界的な原油市況の落ち込みと、海洋掘削リグ市場の低迷

原油市況は、平成 26 年 6 月 20 日に 107.95 米ドル/バレルのピークを付けた後、同年 11 月 27 日の石油輸出国機構 (OPEC) 総会をきっかけに急落し、平成 28 年 2 月には 26.19 米ドル/バレルとピーク時の約 24%にまで下落した。

かかる原油価格の下落の影響で、石油・天然ガス開発会社の探鉱開発活動は急速に鈍化し始めた。具体的には、石油・天然ガス開発会社では、投資規模を圧縮するため掘削工事計画を中止、延期、縮小する動きが鮮明となって、新規工事案件の数が減少し、また、既存の掘削契約についても、オプション (石油・天然ガス開発会社が掘削の契約期間を延長する権利) が行使されない又は早期解約される事態が発生し、海洋掘削リグの稼働率が低下の一途をたどった。世界全体の海洋掘削リグの平均稼働率は、平成 26 年 3 月期には約 85.0%、平成 27 年 3 月期には約 81.3%であったところ、平成 28 年 3 月期には約 68.2%、平成 29 年 3 月期には約 56.6%にまで落ち込んだ。さらに、長期継続中の工事案件であっても、石油・天然ガス開発会社が日割作業料率 (デイレート) の減額を要請する事態が発生し、掘削会社各社の収益性が悪化することとなった。

JDC グループが運用する海洋掘削リグについても例外ではなく、平成 27 年 3 月期より稼働率が低下し、平成 28 年 3 月期には、発注内示を受けた工事について契約には至らなかったり、契約済みの工事について、工事を中断されたり、案件自体をキャンセルされたりする

事例が発生した。新規工事の受注も難しくなり、JDC グループが運用する海洋掘削リグの稼働率は、平成 26 年 3 月期には約 97.0%であったものが、平成 27 年 3 月期には約 73.6%、平成 28 年 3 月期には約 64.6%と落ち込み、平成 29 年 3 月期には約 18.6%と激減した。また、顧客からの要求によりデイレートの減額を強いられることもあり、継続中の工事の収益性も低下した。

以上のとおり、海洋掘削リグの稼働率が落ち込み、デイレートの下落によって収益性も低下した結果、JDC グループの業績は悪化の一途をたどり、平成 28 年 3 月期には約 32 億円の経常損失（連結）、平成 29 年 3 月期には約 115 億円の経常損失（連結）を計上するに至り、平成 30 年 3 月期には約 120 億円の経常損失（連結）を計上した。

(3) 債務超過に陥ったこと等

JDC と BOTL とのプロジェクト取組合意書では、H14 の完成後に、BOTL が組成する特別目的会社とその所有者となり、JDC 又は JDC 関係会社が当該特別目的会社とリース契約を締結し、運用することとなっていた。

しかるに、前述のとおり、未曾有の世界的な海洋掘削リグ市場の低迷を背景に、H14 の完成・引渡し直前になっても H14 に関する掘削契約が獲得できなかった等の理由により、JDC は、当該リース契約を締結できなくなった。契約上、このような場合には JDC が BOTL のリグ建造契約上の地位を承継することになっていたため、JDC は、BOTL と協議のうえ、BOTL が組成する特別目的会社との間で H14 を約 278 億円で取得する割賦売買契約を締結し、平成 30 年 1 月に H14 の引渡しを受けた。割賦売買契約に基づき、JDC は、同月 31 日までに内入代金 100 億円を、同年 7 月 31 日までに残金約 178 億円を支払わなければならなかったところ、100 億円の支払はできたものの、残金については自己資金のみでの支払が困難であった。

そして、JDC がこのような状況にあることから、JDC の平成 30 年 2 月 14 日付け第 3 四半期報告書において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在している旨の注記がなされた。

また、前述のとおり、未曾有の世界的な海洋掘削リグ市場の低迷を背景に、H14 をはじめとする JDC グループが運用する海洋掘削リグについては、収益が見込めず減損の兆候が見られたため、JDC は平成 30 年 3 月期の連結決算において、減損損失約 151 億円（うち H14 の減損損失は約 126 億円）を特別損失として計上することになった。また、建造中の H15 については、将来運用するにあたり損失の可能性が高まったことから、建造プロジェクト損失引当金繰入額 171 億円を、同期の特別損失（連結）に計上することになった。このほか、リース運用している H12 について、リース契約損失引当金繰入額 51 億円を同期の売上原価（連結）に計上することとなった。

この間、JDC グループは、新規の掘削契約の獲得を目指して営業活動を一段と強化すると

ともに、厳しい事業環境に対応するため、人件費や修繕費、物品費、現地経費等売上原価の節減及び一般管理費の節減等を骨子とする経費削減策を全社一丸となって推進することで、キャッシュフローの改善に取り組んできたが、海洋掘削リグ市場の低迷による収益減をカバーするには至らなかった。

その結果、JDC は、平成 30 年 3 月 31 日時点で、連結ベースで約 155 億円の債務超過に陥った。また単体ベースでも、JDC は約 164 億円、JDN は約 10.8 億円の債務超過に陥った。

(4) 更生手続開始の申立て

以上の経過より JDC 及び JDN は債務超過（会社更生法 17 条 1 項 1 号）に陥った。そのため、JDC 及び JDN は、平成 30 年 6 月 22 日、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に更生手続開始の申立てを行った。

3. 申立てから更生手続開始決定までの経緯

JDC 及び JDN は、東京地裁より平成 30 年 6 月 22 日、弁済禁止の保全処分命令及び包括的禁止命令の発令を受けた。

JDC 及び JDN は、経営陣が更生手続開始後も管財人及び管財人代理として引き続き経営にあたる「DIP 型」によって更生手続を遂行する意思を有していたことから、東京地裁に対し同日、監督命令申立て及び調査命令申立てを行った。これを受けて、東京地裁より同日、監督命令兼調査命令が発令され、監督委員兼調査委員に弁護士片山英二が選任された。弁護士片山英二は、更生手続開始原因の有無等のほか経営陣が管財人として適した者であるかどうかの調査を行った。

平成 30 年 7 月 25 日午後 5 時、JDC 及び JDN は東京地裁より更生手続開始決定を受けた。同時に両社の取締役である安井泰朗及び監督委員兼調査委員であった弁護士片山英二が両社の管財人に選任された。

4. 業務及び財産の経過と現状

更生手続の申立及び開始決定後も、JDC グループの業務は特段の混乱なく遂行されている。資金繰りも問題なく順調に推移している。具体的には次のとおりである。

(1) 各事業の状況

① 海洋掘削事業

JDC グループが保有する海洋掘削リグ（SAGADRIL-1、SAGADRIL-2、HAKURYU-5、

HAKURYU-10、H11 及び H12) について、申立後ないし開始決定後に、取引先から操業に必要な物品・サービスの提供を中止されることも、顧客から倒産解除特約に基づく契約解除等を主張されることもなく、JDC グループは従前と同様に海洋掘削リグの操業を継続している。

また、申立前には掘削案件を受注していなかった H14 についても、開始決定後に掘削案件の受注に至り、今後操業を開始する予定である。

② 「ちきゅう」の運用・管理受託事業

JDC グループは、JDC の子会社である日本マントル・クエスト株式会社を通じて、国立研究開発法人海洋研究開発機構が所有する地球深部探査船「ちきゅう」の運用・管理受託事業を行っている。かかる事業についても、申立前と同様に事業を継続している。

③ 掘削技術事業

このほか、JDC は、日本メタンハイドレート調査株式会社の委託を受け、エンジニアリングサービスに係る事業を行っている。かかる事業についても、申立前と同様に事業を継続している。

(2) 関係人に対する各種対応

以下のとおり、関係人に対する各種対応を行っている。

- ① 債権者・顧客への通知
- ② 債権者説明会の開催
- ③ 従業員説明会の実施
- ④ 問い合わせ窓口の設置、対応
- ⑤ 少額債権の弁済許可取得と弁済対応

(3) シンガポールにおける手続

日本における更生手続の効力をシンガポール国内にも及ぼすべく、シンガポール高等裁判所に対し、JDC の更生手続をシンガポールにおいて外国主手続として承認する決定を求める申立てを行い、同裁判所より承認決定を受けた。

(4) スポンサー選定手続

JDC 及び JDN は、財務基盤の強化のため、スポンサーから JDC グループの事業に対する支援を得るべく、スポンサー候補者と協議を行っている。

(5) 財産評定

公認会計士の協力を得て、財産評定に必要な準備に着手している。

(6) 否認

会社更生手続開始申立前の行為のうち管財人らにおいて否認（会社更生法 86 条以下）すべき事項があるかについて調査検討を行っている。

5. 役員等責任査定決定を必要とする事情の有無

JDC 及び JDN が更生手続開始の申立てに至った経緯は前述のとおりであり、役員の不正行為等は見当たらず、その他現時点において役員の法的責任を追及すべき事実関係は確認されていない。なお、調査は継続する。

6. 今後について

(1) 更生の必要性

JDC は、海洋掘削技術の日本国内での蓄積を目指し、欧米にのみノウハウが存在していた海洋石油・天然ガスの開発に供する坑井掘削の専門請負企業として、昭和 43 年に設立された。以来約 50 年間にわたり、JDC グループは、日本のみならず世界の様々な海域で海洋掘削サービスを提供し、高度な海洋掘削技術、海洋操業ノウハウ等を蓄積してきた。JDC グループの経験及び技術力は国際的にも高い評価と信頼を得ており、海洋掘削事業の業界で一定の優位性を保持していると考えられている。

また、JDC グループは、設立以来、日本で海洋掘削サービスを提供する唯一の会社グループとして、日本のエネルギー資源開発の一翼を担い、さまざまな海洋資源開発プロジェクトや研究探査プロジェクトを行ってきた。日本人による自前の操業技術に裏付けされた JDC グループの事業は、メタンハイドレートなど日本国産の海洋資源の開発に極めて重要であるとともに、海洋国家である日本の貴重な海の権益を、諸外国の拡張侵略から保護する存在ともなっている。

このように JDC グループは事業上の高い重要性が認められるうえ、いったん事業が失われれば再参入が難しく、また参入できても技術の蓄積が必要という特性があるため、日本のエネルギー資源開発の観点からも、JDC グループの事業を更生させる必要性は極めて高い。

また、平成 30 年 7 月 31 日現在、JDC の従業員（臨時雇用者を除く。）は出向者を合わせ

322名（うち、JDN への出向者は 37 名）おり、仮に JDC グループの事業の更生が困難ということになれば、多数の従業員の雇用が失われることになる。したがって、雇用維持の観点からも JDC グループの事業を更生させる必要性は高い。

そして前述のとおり、JDC グループは、日本唯一の海洋掘削サービス提供会社グループであり、JDC グループの経験及び技術力は国際的にも高い評価と信頼を得ている。かかる希少性及び業界での評価に鑑み、JDC グループの事業を支援するスポンサーが選定される可能性は十分にあり、事業の更生を果たす見通しは十分にあると考えている。

(2) 今後の課題

① 操業の継続等

JDC グループが保有するすべての海洋掘削リグは現在操業中又は案件受注済みであるから、引き続き取引先・顧客との良好な関係を維持しながら、操業を継続又は開始する必要がある。また、今後契約期間満了となるものについては、早期に案件を受注できるよう営業活動を行う必要がある。

② スポンサーの選定

前述のとおり、JDC 及び JDN は、スポンサー候補者との間で JDC グループの事業に対する支援を得るべく協議中である。今後、適切なスポンサーを選定し、適切なスポンサー契約を締結して事業の再建を進めていく必要がある。

③ 更生手続の遂行

管財人らは、今後、東京地裁の監督のもと、公正妥当な財産評定と債権調査を進める必要がある。そのうえで、債権者ら利害関係人との利害を適切に調整し、更生計画案の策定作業を進める必要がある。

以上